## 議案第14号

佐野市手数料条例の改正について

佐野市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定めます。

令和6年2月22日提出

佐野市長 金 子 裕

佐野市手数料条例の一部を改正する条例

佐野市手数料条例(平成17年佐野市条例第66号)の一部を次のよう に改正する。

別表戸籍・住民基本台帳関係手数料の部の表第1号の項を次のように改める。

(1) 戸籍法(昭和22年法律			
第224号)に基づく			
ア 戸籍の謄抄本又は戸籍	1通	450	
証明書の交付			
イ 戸籍電子証明書提供用	1件	400	
識別符号の発行(情報通			
信技術を活用した行政の			
推進等に関する法律(平			
成14年法律第151			
号)第7条第1項の規定			
により同法第6条第1項			
に規定する電子情報処理			
組織(以下「電子情報処			
理組織」という。)を使			
用する方法(地方公共団			
体の手数料の標準に関す			
る政令に規定する総務省			
令で定める金額等を定め			
る省令(平成12年自治			
省令第5号)第1条の2			

で定めるものに限る。以	
下同じ。)により戸籍電	
子証明書提供用識別符号	
の発行を行う場合(当該	
発行に係る戸籍電子証明	
書の請求が情報通信技術	
を活用した行政の推進等	
に関する法律第6条第1	
項の規定により電子情報	
処理組織を使用する方法	
により行われた場合に限	
る。)における当該発行	
及び戸籍電子証明書提供	
用識別符号の発行に係る	
戸籍電子証明書の請求を	
行う者が同時に当該戸籍	
電子証明書が証明する事	
項と同一の事項を証明す	
る戸籍の謄抄本又は戸籍	
証明書の請求を行う場合	
における当該発行を除	
< 。)	
ウ 除かれた戸籍の謄抄本	1通
又は除籍証明書の交付	. <del>_</del> 
工除籍電子証明書提供用	1件
識別符号の発行(情報通	1 1
吸がかりなりがし (月報題)	

信技術を活用した行政の

推進等に関する法律第7

条第1項の規定により電

子情報処理組織を使用す

750 700 2

る方法により除籍電子証		
明書提供用識別符号の発		
行を行う場合(当該発行		
に係る除籍電子証明書の		
請求が同法第6条第1項		
の規定により電子情報処		
理組織を使用する方法に		
より行われた場合に限		
る。)における当該発行		
及び除籍電子証明書提供		
用識別符号の発行に係る		
除籍電子証明書の請求を		
行う者が同時に当該除籍		
電子証明書が証明する事		
項と同一の事項を証明す		
る除かれた戸籍の謄抄本		
又は除籍証明書の請求を		
行う場合における当該発		
行を除く。)		
オ 戸籍に記載した事項に	証明事項	350
関する証明	1 件	
カ 除かれた戸籍に記載し	証明事項	450
た事項に関する証明	1件	
キ 届出若しくは申請の受	1通	350
理証明、届書その他市長		
の受理した書類に記載し		
た事項の証明又は届書等		
情報の内容の証明		
ク 上質紙を用いた婚姻、	1通	1, 400
離婚、養子縁組、養子離		
	I	ı I

縁又は認知の届出の受理			
の証明			
ケ 届書その他市長の受理	1件	350	
した書類の閲覧又は届書			
等情報の内容を表示した			
ものの閲覧			

別表消防関係手数料の部の表第2号の部第2号の項金額の欄エ中「(平成12年自治省令第5号)第1条の2」を「第1条の3」に、「第1条の3」を「第1条の4」に改める。

附則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

## 理 由

戸籍に関する手数料を定め、及び所要の規定を整備するため本条例を改 正したいので提案するものです。

## 議案第14号参考資料

## 佐野市手数料条例の改正案 新旧対照表

			- 1 // // / / -	以 上 来 初 日 月 邢 衣			
現	1	<b></b>		改	正	案	
別表(第2条関係)				別表(第2条関係)			
戸籍・住民基本台帳関係手数料				戸籍・住民基本台帳関係手数料			
手数料を徴収する事務	単位	金額(円)	備考	手数料を徴収する事務	単位	金額(円)	備考
(1) 戸籍法(昭和22年法律第224号)				(1) 戸籍法(昭和22年法律第224号)			
に基づく				に基づく			
ア 戸籍の謄抄本又は磁気ディスク	1通	450		ア 戸籍の謄抄本又は <u>戸籍証明書</u> の	1通	450	
をもって調製された戸籍に記録さ				交付			
れている事項の全部若しくは一部							
を証明した書面の交付							
				<u>イ</u> 戸籍電子証明書提供用識別符号	1件	<u>400</u>	
				の発行(情報通信技術を活用した			
				行政の推進等に関する法律(平成14			
				年法律第151号)第7条第1項の規			
				定により同法第6条第1項に規定			
				する電子情報処理組織(以下「電			
				子情報処理組織」という。)を使			
				用する方法(地方公共団体の手数料			
				の標準に関する政令に規定する総			
				務省令で定める金額等を定める省 令(平成12年自治省令第5号)第			
				1条の2で定めるものに限る。以			
				1米ツムで起めるものに限る。以			

下同じ。)により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1	
該発行に係る戸籍電子証明書の請求が情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1	
求が情報通信技術を活用した行政 の推進等に関する法律第6条第1	
<u>の推進等に関する法律第6条第1</u>	
項の規定により電子情報処理組織	
<u>を使用する方法により行われた場</u>	
<u>合に限る。) における当該発行及び</u>	
戸籍電子証明書提供用識別符号の	
<u>発行に係る戸籍電子証明書の請求</u>	
<u>を行う者が同時に当該戸籍電子証</u>	
明書が証明する事項と同一の事項	
を証明する戸籍の謄抄本又は戸籍	
<u>証明書の請求を行う場合における</u>	
<u>当該発行を除く。)</u>	
<u>イ</u> 除かれた戸籍の謄抄本又は <u>磁気</u> 1通 750 <u></u> かれた戸籍の謄抄本又は <u>除籍</u> 1通 750 <u></u> 750 <u> </u>	
<u>ディスクをもって調製され除かれ</u> <u>証明書</u> の交付	
<u>た戸籍に記録されている事項の全</u>	
部若しくは一部を証明した書面の	
交付	
<u>工</u> 除籍電子証明書提供用識別符号 <u>1件</u> 700	
の発行(情報通信技術を活用した	
行政の推進等に関する法律第7条	
第1項の規定により電子情報処理	

<u>ウ</u> 戸籍に記載した事項に関する証 明	証明事項1件	350
<u>エ</u> 除かれた戸籍に記載した事項に 関する証明	証明事項1件	450
<u>オ</u> 届出若しくは申請の受理証明 <u>又</u> <u>は</u> 届書その他市長の受理した書類 に記載した事項の証明	1通	350
   <u>カ</u> 上質紙を用いた婚姻、離婚、養	1通	1, 400

組織を使用する方法により除籍電 子証明書提供用識別符号の発行を 行う場合(当該発行に係る除籍電子 証明書の請求が同法第6条第1項 の規定により電子情報処理組織を 使用する方法により行われた場合 に限る。)における当該発行及び除 籍電子証明書提供用識別符号の発 行に係る除籍電子証明書の請求を 行う者が同時に当該除籍電子証明 書が証明する事項と同一の事項を 証明する除かれた戸籍の謄抄本又 は除籍証明書の請求を行う場合に おける当該発行を除く。) オ 戸籍に記載した事項に関する証 証明事項 350 1件 カ除かれた戸籍に記載した事項に 証明事項 450 1件 関する証明 キ 届出若しくは申請の受理証明、 1通 350 届書その他市長の受理した書類に 記載した事項の証明又は届書等情 報の内容の証明 ク 上質紙を用いた婚姻、離婚、養 1通 1,400

子縁組、養子離縁又は認知の届出 の受理の証明 <u>キ</u> 届書その他市長の受理した書類 の閲覧	<u>書類</u> 1件	350	
(昭)	(略)	(略)	(略)

(表略)

消防関係手数料

手数料を	:徴収する事務	金額
(略)	(略)	(略)
(2) 消防法第11条	(略)	(略)
第1項前段の規	(2) 消防法第11条第1	ア〜ウ (略)
定に基づく危険	項前段の規定に基づく	エ 特定屋外タンク貯蔵所(浮き屋
物の製造所、貯	貯蔵所の設置の許可の	根式特定屋外タンク貯蔵所(浮き
蔵所又は取扱所	申請に対する審査	屋根を有する特定屋外貯蔵タンク
の設置の許可に		のうち、地方公共団体の手数料の
関する事務		標準に関する政令に規定する総務
		省令で定める金額等を定める省令
		_(平成12年自治省令第5号)第1
		条の2に規定する特定屋外タンク
		貯蔵所をいう。オにおいて同
		じ。)、浮き蓋付特定屋外タンク

子縁組、養子離縁又は認知の届出 の受理の証明			
ケ 届書その他市長の受理した書類の閲覧又は届書等情報の内容を表	1件	350	
示したものの閲覧			
(略)	(略)	(略)	(略)

(表略)

消防関係手数料

手数料を徴収する事務		金額
(略)	(略)	(略)
(2) 消防法第11条	(略)	(略)
第1項前段の規	(2) 消防法第11条第1	ア〜ウ (略)
定に基づく危険	項前段の規定に基づく	エ 特定屋外タンク貯蔵所(浮き屋
物の製造所、貯	貯蔵所の設置の許可の	根式特定屋外タンク貯蔵所(浮き
蔵所又は取扱所	申請に対する審査	屋根を有する特定屋外貯蔵タンク
の設置の許可に		のうち、地方公共団体の手数料の
関する事務		標準に関する政令に規定する総務
		省令で定める金額等を定める省令
		第1条の3 に規定する特定屋外タ
		ンク貯蔵所をいう。オにおいて同
		じ。)、浮き蓋付特定屋外タンク
		貯蔵所(浮き蓋付きの特定屋外

(略)	(略)	(昭)	(略)	(明各)	(略)
	(略)	(略)		(略)	(略)
		オ〜シ (略)			オ〜シ (略)
		(ア)~(ク) (略)			(ア)~(ク) (略)
		れぞれ次に定める金額			
		外タンク貯蔵所の区分に応じ、そ			それぞれ次に定める金額
		請に係る審査 次に掲げる特定屋			屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、
		蔵所を除く。)の設置の許可の申			申請に係る審査 次に掲げる特定
		び岩盤タンクに係る屋外タンク貯			貯蔵所を除く。)の設置の許可の
		所をいう。オにおいて同じ。)及			及び岩盤タンクに係る屋外タンク
		3に規定する特定屋外タンク貯蔵			蔵所をいう。オにおいて同じ。)
		蔵タンクのうち、同省令 <u>第1条の</u>			<u>の4</u> に規定する特定屋外タンク貯
		貯蔵所(浮き蓋付きの特定屋外貯			貯蔵タンクのうち、同省令 <u>第1条</u>